

農林業センサス等に用いる用語の解説

【農林業経営体調査】

1 農林業経営体

(1) 農林業経営体

農林業経営体

農林産物の生産を行うか又は委託を受けて農林業作業を行い、生産又は作業に係る面積・頭数が、次の規定のいずれかに該当する事業を行う者をいう。

- (1) 経営耕地面積が 30 a 以上の規模の農業
- (2) 農作物の作付面積又は栽培面積、家畜の飼養頭羽数又は出荷羽数、その他の事業の規模が次の農林業経営体の基準以上の農業
 - ①露地野菜作付面積 15 a
 - ②施設野菜栽培面積 350 m²
 - ③果樹栽培面積 10 a
 - ④露地花き栽培面積 10 a
 - ⑤施設花き栽培面積 250 m²
 - ⑥搾乳牛飼養頭数 1 頭
 - ⑦肥育牛飼養頭数 1 頭
 - ⑧豚飼養頭数 15 頭
 - ⑨採卵鶏飼養羽数 150 羽
 - ⑩ブロイラー年間出荷羽数 1,000 羽
 - ⑪その他 調査期日前 1 年間ににおける農業生産物の総販売額 50 万円に相当する事業の規模
- (3) 権原に基づいて育林又は伐採（立木竹のみを譲り受けてする伐採を除く。）を行うことができる山林（以下「保有山林」という。）の面積が 3 ha 以上の規模の林業（調査実施年を計画期間に含む「林業施業計画」を策定している者又は調査期日前 5 年間に継続して林業を行い、育林又は伐採を実施した者に限る。）
- (4) 農作業の受託の事業
- (5) 委託を受けて行う育林若しくは素材生産又は立木を購入して行う素材生産の事業（ただし、素材生産については、調査期日前 1 年間に 200 m³以上の素材を生産した者に限る。）

農業経営体

「農林業経営体」の規定のうち、(1)、(2)又は(4)のいずれかに該当する事業を行う者をいう。なお、2000 年世界農林業センサスでは、販売農家、農家以外の農業事業体及び農業サービス事業体を合わせた者となる。

林業経営体

「農林業経営体」の規定のうち、(3)又は(5)のいずれかに該当する事業を行う者をいう。

家族経営体

1世帯（雇用者の有無は問わない。）で事業を行う者をいう。なお、農家が法人化した形態である一戸一法人を含む。

組織経営体

複数世帯で事業を行う者（「家族経営体」に該当しない者）をいう。

（2）組織形態別

法人化している（法人経営体）

「農林業経営体」の規定のうち、法人化して事業を行う者をいう（一戸一法人は含まれる。）。

農事組合法人

農業協同組合法（昭和22年法律第132号）に基づき農業生産について協業を図ることにより、共同の利益を増進することを目的として設立された法人をいう。

会社

以下に該当するものをいう。

株式会社

会社法（平成17年法律第86号）に基づき、株式会社の組織形態をとっているものをいう。なお、会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）に定める特例有限会社の組織形態をとっているものを含む。

合名・合資会社

会社法（平成17年法律第86号）に基づき、合名会社又は合資会社の組織形態をとっているものをいう。

合同会社

会社法（平成17年法律第86号）に基づき、合同会社の組織形態をとっているものをいう。

相互会社

保険業法（平成7年法律第105号）に基づき、加入者自身を構成員とし、お互いが構成員のために保険業務を行う団体をいう。

各種団体

以下に該当するものをいう。

農協

農業協同組合法（昭和22年法律第132号）に基づき組織された組合で、農業協同組合、農業協同組合の連合組織（経済連等）が該当する。

森林組合

森林組合法（昭和 53 年法律第 36 号）に基づき組織された組合で、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会が該当する。

その他の各種団体

農業災害補償法（昭和 22 年法律第 185 号）に基づき組織された農業共済組合や農業関係団体、又は森林組合以外の組合、愛林組合、林業研究グループ等の団体が該当する。林業公社（第 3 セクター）もここに含める。

その他の法人

農事組合法人、会社及び各種団体以外の法人で、特例民法法人、一般社団法人、一般財団法人、宗教法人、医療法人などが該当する。

地方公共団体・財産区

地方公共団体とは、都道府県、市区町村が該当する。財産区とは、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）に基づき、市区町村の一部を財産として所有するために設けられた特別区をいう。

個人経営体

「農林業経営体」の規定のうち、1 世帯で事業を行う者をいう（一戸一法人は含まない。）。

農林業経営体の「家族・組織区分」と「個人・法人区分」の概念

	家族（世帯） としての経営		組織（世帯以外） としての経営	
	一戸一法人	非法人	法人	非法人
家族経営体	○	○		
組織経営体			○	○
個人経営体		○		
法人経営体	○		○	

(3) 一世帯複数経営

一世帯複数経営

同一の世帯内で複数の者がそれぞれ独立した経営管理又は収支決算の下に、農業経営又は林業経営を

行い、それぞれの経営が「農林業経営体」の規定のいずれかに該当する事業を行う経営をいう。

2 農業経営体

(1) 農業経営組織別

単一経営経営体

農産物販売金額のうち、主位部門の販売金額が8割以上の経営体をいう。

準単一複合経営経営体

農産物販売金額のうち、主位部門の販売金額が6割以上8割未満の経営体をいう。

複合経営経営体

農産物販売金額のうち、主位部門の販売金額が6割未満の経営体をいう。

(2) 土地

経営耕地

調査期日現在で農林業経営体が経営している耕地をいい、自家で所有し耕作している耕地（自作地）と、よそから借りて耕作している耕地（借入耕地）の合計である。土地台帳の地目や面積に関係なく、実際の地目別の面積とした。

$$\text{経営耕地} = \text{所有地(田、畑、樹園地)} - \text{貸付耕地} - \text{耕作放棄地} + \text{借入耕地}$$

経営耕地の判定事項

- (1) 他から借りている耕地は、届出の有無に関係なく、また、口頭の賃借契約によるものも、全て借り受けている者の経営耕地（借入耕地）とした。
- (2) 請負耕作や委託耕作などと呼ばれるものであっても、実際は一般の借入れと同じと考えられる場合は、その耕作を借り受けて耕作している者の経営耕地（借入耕地）とした。
- (3) 耕起又は稲刈り等のそれぞれの作業を単位として、作業を請け負う者に委託している場合は、その耕地は委託者の経営耕地とした。
- (4) 委託者が、収穫物の全てをもらい受ける契約で、作物の栽培一切を人に任せ、その代わりあらかじめ決めてある一定の耕作料を相手に支払う場合は、その耕地は委託者の経営耕地とした。
- (5) 調査期日前1年間に1作しか行われなかった耕地で、その1作の期間を人に貸し付けていた場合は、貸し付けた者の経営耕地とはせず、貸付耕地（借り受けた側の経営耕地）とした。なお、「また小作」している耕地も、「また小作している農家」の経営耕地（借入耕地）とした。
- (6) 共有の耕地を割地として各戸で耕作している場合や、河川敷、官公有地内で耕作している場合も経営耕地（借入耕地）とした。
- (7) 協業で経営している耕地は、自分の土地であっても、自らの経営耕地とはせず、協業経営体の経営耕地とした。

- (8) 他の市区町村や他の都道府県に通って耕作（出作）している耕地でも、全てその農林業経営体の経営耕地とした。したがって、〇〇県や〇〇町の経営耕地面積として計上されているものは、その県や町に居住している農林業経営体が経営している経営耕地の面積であり、いわゆる属人統計であることに留意する必要がある。

耕地の判定事項

- (1) 耕地面積には、けい畔を含めた。棚田などでけい畔がかなり広い面積を占める場合には、本地面積の2割に当たる部分だけを田の面積に入れ（斜面の面積ではなく、水平面積を入れる。）、残りの部分については耕地以外の土地とし、実際の利用状況により採草していれば「採草地や放牧地」とした。
- (2) 災害や労力の都合などで調査期日前1年間作物を栽培していなくても、ここ数年の間に再び耕作する意思のある土地は耕地とした。しかし、ここ数年の間に再び耕作する意思のない土地は耕地とはせず耕作放棄地とした。
- (3) 新しく開墾した土地は、は種できるように整地した状態になっていても、調査期日までに1回も作付けしていなければ耕地とはしなかった。
- (4) 宅地内でも1a以上まとまった土地に農作物を栽培している場合は耕地とした。
- (5) ハウス、ガラス室などの敷地は耕地とした。ただし、コンクリート床などで地表から植物体が遮断されている場合や、きのこ栽培専門のものの敷地は耕地とはしなかった。
- (6) 普通畑に牧草を作っている場合は耕地とした。また、林野を耕起して作った牧草地（いわゆる造成草地）も耕地とした。なお、施肥・補はんなどの肥培管理をしている牧草栽培地は、は種後何年経過していても耕地とし、肥培管理をやめていて近く更新することが確定していないものは耕地以外の土地とした。
- (7) 堤防と河川・湖沼との間にある土地に作物を栽培している場合は耕地とした。
- (8) 植林用苗木を栽培している土地は耕地とした。
- (9) 肥培管理を行っているたけのこ、くり、くるみ、山茶、こうぞ、みつまた、はぜ、こりやなぎ、油桐、あべまき、うるし、つばきなどの栽培地は耕地とした（刈敷程度は肥培管理とみなさない。）。

田

耕地のうち、水をたたえるためのけい畔のある土地をいう。水をたたえるということは、人工かんがいによるものだけではなく、自然に耕地がかんがいされるようなものも含めた。したがって、天水田、湧水田なども田とした。

- (1) 陸田（もとは畑であったが、現在はけい畔を作り水をたたえるようにしてある土地やたん水のためビニールを張り水稻を作っている土地）も田とした。
- (2) ただし、もとは田であってけい畔が残っていても、果樹・桑・茶など永年性の木本性周年植物を栽培している耕地は田とせず樹園地とした。また、同様にさとうきびを栽培していれば普通畑とした。なお、水をたたえるためのけい畔を作らず畑地にかんがいしている土地は、たとえ水稻を作っていても畑とした。

稲を作った田

水稻を作った田をいう。ただし、青刈り用の稲は除いた。

二毛作した田

水稻を作った田のうち、二毛作（裏作）をした田をいう。

何も作らなかった田

災害や労働力不足、転作などの理由で、過去1年間全く作付けしなかったが、ここ数年の間に再び耕作する意思のある田をいう。

ここ数年の間に再び耕作する意思のない土地は耕作放棄地として、ここには含まない。

畑

耕地のうち田と樹園地を除いた耕地をいう。

普通畑

畑のうち、牧草専用地を除く全てのもので、通常、草本性作物又は苗木等を栽培することを常態とするものをいう。また、焼畑、切替畑（林野で抜根せず、火入れにより作物を栽培する畑及び畑と山林を輪番し、切り替えて利用する畑）など不安定な畑も含めた。

飼料用作物だけを作った畑

飼料用作物や牧草のみを栽培した畑をいう。

牧草と輪作している畑はここに含めた。

牧草だけを継続して作った畑は、「牧草専用地」とした。

牧草専用地

牧草だけを継続的に栽培している土地をいう。

- (1) 牧草のは種後何年経過していても、施肥及び補はんなどの肥培管理をしていればここに含めた。
- (2) 草地造成により造成した牧草地をここに含めた（この場合の造成草地とは、牧草のは種を完了したものをいう。）。ただし、共有及び公有の造成草地で割地されていないものは除いた。

何も作らなかった畑

災害や労働力不足などの理由で、過去1年間全く作付けしなかったが、ここ数年の間に再び耕作する意思のある畑をいう。

ここ数年の間に再び耕作する意思のない土地は耕作放棄地として、ここには含まない。

樹園地

木本性周年作物を規則的又は連続的に栽培している土地で果樹、茶、桑などが1 a以上まとまっているもの（一定の畝幅及び株間を持ち、前後左右に連続して栽培されていることをいう。）で肥培管理している土地をいう。

花木類などを5年以上栽培している土地もここに含めた。

樹園地に間作している場合は、利用面積により普通畑と樹園地に分けて計上した。

所有耕地

所有耕地＝所有地（田、畑、樹園地）－耕作放棄地

借入耕地

他人から耕作を目的に借り入れている耕地をいう。

貸付耕地

他人に貸し付けている自己所有耕地をいう。

耕作放棄地

以前耕作していた土地で、過去1年以上作物を作付け（栽培）せず、この数年の間に再び作付け（栽培）する意思のない土地をいう。

耕地以外で採草地・放牧地として利用した土地

保有又は借入れている山林、原野及び耕作放棄地等で、過去1年間に飼料用や肥料用に採草したり、放牧又はけい牧地として利用した土地のことをいう。

（3）販売目的の作物

販売目的の作物

販売を目的で作付け（栽培）した作物であり、自給用のみを作付け（栽培）した場合は含めない。

また、販売目的で作付け（栽培）したものを、たまたま一部自給向けにしたものは含めた。なお、作物について露地及び施設別に区分した。

露地

屋根などの覆いのない土地をいう。

施設

ビニールハウス、ガラス室などで、その中で普通の姿勢で作業できるものをいう。

なお、雨よけ程度のものや、水稻の育苗だけ、又は、きのこの栽培だけに使ったものはここには含

めない。

(4) 販売目的の家畜

乳用牛

現在搾乳中の牛（乾乳中の牛を含む。）のほか、将来搾乳する目的で飼っている牛、種牛（種牛候補を含む。）及びと殺前に一時肥育している乳廃牛をいう。

なお、肉用として肥育している未經産牛や肉用のおす牛、産後すぐ（1週間程度）に肉用として売る予定の子牛は、ここには含めずに肉用牛に含めた。

肉用

牛肉用を目的として飼養している乳用牛以外の牛をいう。

乳用牛、肉用牛の区分は、品種区分ではなく、利用目的によって区分しており、乳用種のおすばかりでなく、子取り用のめす牛や未經産のめす牛も肥育を目的として飼養している場合は肉用牛とした。

豚

子取り用に飼養している6か月齢以上のめす豚及び自ら肥育し、肉用として販売することを目的に飼養している豚をいう。

採卵鶏

卵の販売目的で飼養している鶏（ひなどりを含む。）をいう。

種鶏やブロイラー、愛玩用の東天紅・尾長鳥・ちゃぼなどは含まない。なお、廃鶏も調査期日現在でまだ飼養していれば、便宜上ここに含めた。

ブロイラー

当初から食用に供する目的で飼養し、原則としてふ化後3か月未満で肉用として出荷した鶏をいう。

肉用種、卵用種は問わない。

(5) 農業労働力

経営者

男女を問わず、その農業経営に責任を持つ者をいい、集落営農や協業経営の場合は構成員を含めた。

農産物の生産又は委託を受けて行う農作業の時期の決定や、作物及び家畜の出荷（販売）時期の決定を行うといった、日常の農業経営における管理運営の中心となっている者をいう。

ただし、農業経営に対する出資のみを行っていて、実際の仕事に従事していない者は含まない。

雇用者

雇用者は、農業経営のために雇った「常雇い」及び「臨時雇い」（手間替え・ゆい（労働交換）、手伝い（金品の授受を伴わない無償の受け入れ労働）を含む。）の合計をいう。

常雇い

主として農業経営のために雇った人で、雇用契約（口頭の契約でもかまわない。）に際し、あらかじめ7か月以上の期間を定めて雇った人のことをいう。

臨時雇い

日雇、季節雇いなど農業経営のために臨時雇いした人で、手間替え・ゆい（労働交換）、手伝い（金品の授受を伴わない無償の受け入れ労働）を含む。

なお、農作業を委託した場合の労働は含まない。

また、主に農業経営以外の仕事のために雇っている人が農繁期などに農業経営のための農作業に従事した場合

（6）農作業の受託

農作業の受託

自分の持っている機械（借入れを含む。）を使ってよその農作業を個人的に請け負ったものと、複数の農家の組織活動として請け負ったものの両方を含む。

酪農ヘルパー

搾乳、飼料の給与、きゅう肥の運搬の作業を受託したことをいう。

水稻作作業の受託

全作業受託とは、同一の世帯又は組織から水稻作の育苗から乾燥・調製までの全作業を受託したことをいい、経営を委託されたものは含まない。

部分作業受託とは、水稻作の育苗、耕起・代かき、田植、防除、稲刈り・脱穀、乾燥・調製のうち、1種類以上の作業について受託したことをいう。

（7）農業用機械

所有台数

機械の購入者ではなく、実際に機械を管理している者をその機械を所有している者とみなした。

また、数戸で共有している機械で、現在、当該調査客体が保管・管理している機械も含めた。

(8) 農業経営の取り組み

農業生産関連事業

「農産物の加工」、「観光農園」、「農家民宿」等農業生産に関連した事業をいう。

農産物の加工

販売を目的として、自ら生産した農産物をその使用割合の多寡にかかわらず用いて加工していることをいう。

消費者に直接販売

自ら生産した農産物やその加工品を直接消費者に販売している（インターネット販売を含む。）場合や、消費者と販売契約して直送しているものをいう。

貸農園・体験農園等

所有又は借り入れている農地を、第三者を経由せず、農園利用方式等により非農業者に利用させ、使用料を得ているものをいう。なお、自己所有の農地を地方公共団体・農協が経営する市民農園に有償で貸与しているものは含まない。

観光農園

農業を営む者が、観光客等に、ほ場において、自ら生産した農産物の収穫等の一部農作業を体験させ又は観賞させ代金を得ている事業をいう。

農家民宿

農業を営む者が、旅館業法（昭和 23 年法律第 138 号）に基づき都道府県知事の許可を得て、観光客等の第三者を宿泊させ、自ら生産した農産物や地域の食材をその使用割合の多寡にかかわらず用いた料理を提供し料金を得ている事業をいう。

農家レストラン

農業を営む者が、食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）に基づき、都道府県知事の許可を得て、不特定の者に自ら生産した農産物や地域の食材をその使用割合の多寡にかかわらず用いた料理を提供し代金を得ている事業をいう。

海外への輸出

農業を営む者が、農産物を輸出しているものをいう。

環境保全型農業

「環境保全型農業推進の基本的考え方」（平成 6 年 4 月農林水産省環境保全型農業推進本部）によれば、「農業の持つ物質循環機能を活かし、生産性との調和などに留意しつつ、土づくり等を通じて、化学肥料、農薬の使用等による環境負荷の軽減に配慮した持続的な農業」と定義されており、地域の慣行（地域で従来から行われている方法）に比べて農薬や化学肥料の使用量を減らしたり、堆肥による土作りを行うなど、環境に配慮した農業をいう。

農業以外の業種からの資本金・出資金の提供を受けている

農業経営について、農業以外の業種から資本金や出資金の提供を受けている場合をいう。

なお、資本金・出資金の提供を外部から受けている場合を含むが、例えば、建設会社が自ら農業経営（農作業の受託のみの場合を含む。）を行い、建設業と農業経営を合わせて行っている場合は含まない。

建設業・運輸業

日本標準産業分類の大分類に示す、「D－建設業」又は「H－運輸業・郵便業」に該当する業種（例えば、土木関係の会社、鉄道会社、運送会社、宅配業者等）から資本金・出資金の提供を受けている場合をいう。

食料品製造業・飲食サービス業

日本標準産業分類の大分類に示す、「E－製造業」のうち、中分類「09－食料品製造業」（例えば、食品加工会社等）又は「M－宿泊業・飲食サービス業」のうち、中分類「75－宿泊業」、「76－飲食店」（例えば、飲食店等の外食産業等）に該当する業種から資本金・出資金の提供を受けている場合をいう。

飲食料品卸売・小売業

日本標準産業分類の大分類に示す、「I－卸売業・小売業」のうち、中分類「52－飲食料品卸売業」又は「58－飲食料品小売業」（例えば、市場の卸売業者、商社、スーパー等）に該当する業種から資本金・出資金の提供を受けている場合をいう。

（9）農業生産法人の状況

農業経営体である農業生産法人

「農業経営体」の規定のうち、農業生産法人に該当する経営体とした。

なお、農業生産法人とは、農地法（昭和22年法律第229号）第2条第3項に規定する、農業経営を行うために農地を取得できる法人をいう。

3 林業経営体

(1) 保有山林の状況

所有山林

実際に所有している山林をいう。なお、登記は済んでいないものの、実際に相続している山林や購入した山林を含む。また、共有林などのうち、割り替えされない割地（半永久的に利用できる区域）があれば、それも含めた。

貸付山林

所有山林のうち、山林として使用するため貸し付けている土地及び分収（土地所有者と造林者が異なり、両者で収益を分配するもの）させている山林をいう。

借入山林

単独で山林として使用するため借り入れている土地及び分収している山林をいう。また、共有林などのうち、割り替えされる割地があれば、それも含めた。

保有山林

保有山林＝所有山林－貸付山林＋借入山林

(2) 素材生産

素材生産量

丸太の体積で表し、一般的には立方メートル（ m^3 ）の単位で表示する。

立木買いによる素材生産

立木を購入し、伐木して素材のまま販売することをいう。

(3) 林産物の販売

林産物の販売

過去1年間において、保有山林から生産された林産物（立木を購入して生産した素材、栽培きのこ類、林業用苗木などを除く。）の販売又は自らの消費に仕向けたものである。

用材

樹種を問わず、製材用丸太、パルプ用材、合板用材、電柱用材、土木用材、坑木、まくら木、農用等に使われる木材をいう。

立木で

立木のまま販売したものをいう。

素材で

立木を伐倒し、所定の長さに切断した丸太あるいは、切断した後で運搬を容易にするために四面をとった丸太（そま角）にして販売したものをいう。

ほだ木用原木

保有山林からの林木を、しいたけ、なめこなどを生産するほだ木用の原木として販売したものをいう。

特用林産物

保有山林から生産又は採取し販売したもののうち、用材、ほだ木用原木を除く林産物をいう。

主な特用林産物は、薪炭原木、竹材、樹実、樹皮、葉、樹根、天然性のきのこやたけのこなどである。

(4) 林業労働力

経営者（林業経営に従事した世帯員を含む。）

経営者（男女を問わず、その林業経営に責任を持つ者）、役員、山林の共同所有者及び世帯員のうち、林業経営に従事した者をいう。

ただし、林業経営に対する出資のみを行っていて、実際の仕事に従事していない者は含まない。

雇用者

雇用者は、林業経営のために雇った「常雇い」及び「臨時雇い」（手間替え・ゆい（労働交換）、手伝い（金品の授受を伴わない無償の受け入れ労働）を含む。）の合計をいう。

常雇い

主として林業経営のために雇った人で、雇用契約（口頭の契約でもかまわない。）に際し、あらかじめ7か月以上の期間を定めて雇った人のことをいう。

臨時雇い

日雇、季節雇いなど林業経営のために臨時雇いした人で、手間替え・ゆい（労働交換）、手伝い（金品の授受を伴わない無償の受け入れ労働）を含む。

なお、林業作業を委託した場合の労働は含まない。また、主に林業経営以外の仕事のために雇っている人が林業経営のための林業作業に従事した場合や、7か月以上の契約で雇った人がそれ未満でやめた場合を含む。

(5) 林業作業

植林

山林とするために、伐採跡地や山林でなかった土地へ、苗木の植え付け、種子のまき付け、挿し木などをすることをいう。

下刈りなど

林木の健全な育成のために行う下刈り、除伐、つる切り、枝打ち、雪起こしなどの植林から間伐までの保育作業をいう。

なお、作業を年2回以上同一区画で行った場合あるいは同一区画で別々の作業を行った場合の面積は、実面積とした。

間伐

材木を健全に成長させるため、立木密度を調整し、劣勢木、不用木など林木の一部を伐採することをいう。

このうち、間伐材を林外に運搬し他に利用した場合は利用間伐、間伐材を林内に放置したままにした場合は切捨間伐とした。

主伐

一定の林齢に生育した立木を、用材等で販売するために伐採することをいう。

なお、主伐には、一度に全面積伐採する皆伐と、区画内の立木を何回かに分けて抜き切りする択伐があるが、択伐の場合であっても、面積は、伐採した全体の区画とした。

また、被害木の伐採は含まない。

林業作業の受託

よその林業作業（立木買いによる素材生産を含む。）を請け負うことをいう。

4 総農家等

農家

調査期日現在で、経営耕地面積が 10 a 以上の農業を営む世帯又は経営耕地面積が 10 a 未満であっても、調査期日前 1 年間に於ける農産物販売金額が 15 万円以上あった世帯をいう。

「農業を営む」とは、営利又は自家消費のために耕種、養畜、養蚕、又は自家生産の農産物を原料とする加工を行うことをいう。

販売農家

経営耕地面積が 30 a 以上又は調査期日前 1 年間に於ける農産物販売金額が 50 万円以上の農家をいう。

自給的農家

経営耕地面積が 30 a 未満かつ調査期日前 1 年間に於ける農産物販売金額が 50 万円未満の農家をいう。

土地持ち非農家

農家以外で耕地及び耕作放棄地を 5 a 以上所有している世帯をいう。

5 販売農家

(1) 主副業別

主業農家

農業所得が主（農家所得の 50%以上が農業所得）で、1 年間に 60 日以上自営農業に従事している 65 歳未満の世帯員がいる農家をいう。

準主業農家

農外所得が主（農家所得の 50%未満が農業所得）で、1 年間に 60 日以上自営農業に従事している 65 歳未満の世帯員がいる農家をいう。

副業的農家

1 年間に 60 日以上自営農業に従事している 65 歳未満の世帯員がいない農家（主業農家及び準主業農家以外の農家）をいう。

(2) 専兼業別

専業農家

世帯員の中に兼業従事者が 1 人もいない農家をいう。

兼業農家

世帯員の中に兼業従事者が 1 人以上いる農家をいう。

第 1 種兼業農家

農業所得を主とする兼業農家をいう。

第 2 種兼業農家

農業所得を従とする兼業農家をいう。

生産年齢人口

15～64 歳の者をいう。

(3) 農業労働力

農業投下労働

年間農業労働時間 1,800 時間（1 日 8 時間換算で 225 日）を 1 単位の農業労働単位とし、農業経営に投下された総労働日数を 225 日で除した値により分類した。これにより、農業経営に投下された総

労働量（世帯員、雇用労働、手伝い等の合計）を標準化した値で比較することができる。

専従者

調査期日前1年間に自営農業に150日以上従事した者をいう。

準専従者

調査期日前1年間に自営農業に60～149日従事した者をいう。

世帯員

原則として住居と生計を共にしている者をいう。出稼ぎに出ている人は含むが、通学や就職のためよそに住んでいる子弟は除く。

また、住み込みの雇人も除く。

農業後継者

15歳以上の者で、次の代でその家の農業経営を継承する者をいう（予定者を含む）。

農業従事者

15歳以上の世帯員のうち、調査期日前1年間に自営農業に従事した者をいう。

農業就業人口

自営農業に従事した世帯員（農業従事者）のうち、調査期日前1年間に自営農業のみに従事した者又は農業とそれ以外の仕事の両方に従事した者のうち、自営農業が主の者をいう。

基幹的農業従事者

農業就業人口（自営農業に主として従事した世帯員）のうち、ふだん仕事として主に自営農業に従事している者をいう。

(参考) 世帯員の就業状態区分

区 分		仕事への従事状況				
		農業のみに従事	農業とその他の仕事の両方に従事		その他の仕事にのみ従事	仕事に従事しない
			農業従事日数が多い	その他の仕事への従事日数が多い		
ふだんの主な状態	仕事の主	主に自営農業	基幹的農業従事者		農業従事者	
	主に他に勤務	農業就業人口				
	主に農業以外の自営業					
	家事・育児					
	学生（研修を含む。）					
	上記以外					

(4) 販売目的の家畜

和牛と乳用種の交雑種

乳用種のめすに肉用種のおすを交配し生産された、いわゆるF1牛をいう。なお、F1牛のめすに肉用種のおすを交配し生産されたF1クロス牛も含む。

子取り用めす牛

子牛を生産する目的で飼養している和牛などの肉用種のめす牛をいう。

子取り用めす豚

子取り用に飼養している6か月齢以上のめす豚をいう。

肥育中の豚

自ら肥育し、肉用として販売することを目的に飼養している豚をいう。

なお、種豚、将来子取り用にする予定の6か月未満のめす豚及び将来種おすにするかどうか決まっていないものも含めた。

6 林家

林家

調査期日現在の保有山林面積が1ha以上の世帯をいう。

【農山村地域調査】

1 市区町村調査票関係

過疎地域

過疎地域自立促進特別措置法（平成 12 年法律第 15 号）第 2 条第 1 項に基づき指定されている区域をいう。

半島振興対策実施地域

半島振興法（昭和 60 年法律第 63 号）第 2 条第 1 項に基づき指定されている地域区域をいう。

総土地面積

原則として国土地理院『全国都道府県市区町村別面積調』による総土地面積によった。

林野面積

「現況森林面積」に「森林以外の草生地」の面積を加えた面積をいい、不動産登記法（平成 16 年法律第 123 号）上の地目分類では山林と原野を合わせたものに該当する。

現況森林面積

調査期日現在の森林面積をいう。

森林面積

森林法(昭和 26 年法律第 249 号)第 2 条にいう「森林」をいい、山林に未立木地を加えたものに該当する。

山林

用材、薪炭材、竹材、その他の林産物の生産を行う樹木及び竹を集団的に生育させるために用いる

土地をいい、不動産登記法上の地目類の一つである。立木地のほか、伐採跡地も含める。

森林以外の草生地

森林以外の土地で野草、かん木類が繁茂している土地をいう。なお、河川敷、けい畔、ていとう（堤塘）、道路敷、ゴルフ場等は草生していても含めない。

林野率

総土地面積に占める林野面積の割合をいう。なお、全国、全国農業地域別、都道府県別の各数値を算出する際は、総土地面積から北方四島（503,614ha）及び竹島（21ha）を除いて計算した。

森林計画による森林面積

森林法に基づく、全国森林計画、地域森林計画（民有林対象）、国有林の地域別森林計画などをいう。本調査では、地域森林計画及び国有林の地域別森林計画の計画樹立時の森林面積をいう。

国有(林)

「林野庁」及び「林野庁以外の官庁」が所管している林野をいう。

林野庁

林野庁所管の国有林野及び官行造林地をいう。

林野庁以外の官庁

林野庁以外の国の機関をいい、例えば財務省等の省庁が所管している林野をいう。

民有(林)

国有以外の林野をいい、「独立行政法人等」、「公有」及び「私有」に分類される。

独立行政法人等

独立行政法人、国立大学法人、特殊法人が所有している林野をいう。

公有(林)

「都道府県」、「森林整備法人（林業・造林公社）」、「市区町村」及び「財産区」が所管している林野をいう。

都道府県

都道府県が所管している林野をいう。林務主管課（部）所管林野のほか、水道局、教育委員会、開発企業局等の所管するものをいい、都道府県行造林地、都道府県立高校の学校林等も含める。

森林整備法人（林業・造林公社）

分収林特別措置法（昭和 33 年法律第 57 号）の規定により設立された法人等（林業・造林公社も含む。）が所管している林野をいう。

市区町村

市区町村が所管している林野をいう。地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 284 条に規定する地方公共団体の組合（通常「町村組合」ともいわれているもので、市区町村の事務、例えば

市区町村有林についての事務を運営するため2つ以上の市区町村が作る組合)の所管する林野を含める。また、市区町村が造林主体となっている分収林も含める。

財産区

地方自治法(昭和22年法律第67号)第294条に規定する財産区をいい、市区町村合併の際、集落や旧市区町村の所有していた林野について財産区を作り、地元民が使用収益している林野をいう。

私有(林)

個人、会社、社寺、共同(共有)、各種団体・組合等が所有している林野をいう。

産地直売所

生産者が自ら生産した農産物(農産物加工品を含む。)を生産者又は生産者のグループが、定期的に地域内外の消費者と直接対面で販売するために開設した場所又は施設をいう。

なお、市区町村、農業協同組合等が開設した施設や道の駅に併設された施設を利用するもの、並びに果実等の季節性が高い農産物を販売するためにその時季に限って開設されるものは含むが、無人施設や自動車等による移動販売は除く。

運営主体

産地直売所を運営する主たる組織をいう。

地方公共団体

都道府県又は市区町村が運営するものをいう。

第3セクター

国や地方公共団体と民間企業との共同出資で設立された事業体が運営するものをいう。

農業協同組合

農業協同組合が運営するものをいう。

(農業協同組合とは、農業者が相互扶助を目的として、農業協同組合法(農協法)に基づき自主的に設立する組合で法人格を有しているものをいう。)

その他

生産者個人又は生産者グループが運営するもの、及び上記以外の機関で、民間企業等が運営するものをいう。

2 農業集落調査票関係

農業集落

市区町村の区域の一部において、農業上形成されている地域社会のことである。農業集落は、もともと自然発生的な地域社会であって、家と家とが地縁的、血縁的に結びつき、各種の集団や社会関係を形成してきた社会生活の基礎的な単位である。

D I D（人口集中地区）

平成 17 年国勢調査において、人口密度約 4,000 人/k m²以上の国勢調査基本単位区が幾つか隣接し、合わせて人口 5,000 人以上を有する地域をいう。（D I D：DenselyInhabitedDistrict）

D I Dまでの所要時間

当該農業集落の居住者が普段利用している交通手段（自動車、バス、電車等）によることとし、その起点は、当該農業集落のランドマークとし、終点は、D I Dの中心地とする。

離島の農業集落で船舶や空路を利用する場合はその所要時間を含める。なお、居住者が普段利用している交通手段については、利用者数が最も多いものとする。

ここでの「農業集落のランドマーク」とは、人家の最も多く集まっているところとし、人家が散在している場合は、農業集落の集会所等がある場所とする。なお、人家が散在しておりかつ集会所が複数ある場合は、最も多くの農家が利用する集会所がある場所をランドマークとする。

また、「D I Dの中心地」とは、人家の最も多く集まっている場所とするが、判断が難しい場合には、例えば市区町村役場や農協等の公的機関が所在している場所又は旧市区町村役場が所在していた場所などとする。

農家率

農業集落の総戸数に占める農家の割合をいう。

耕地面積

農作物の栽培を目的とする土地のことをいい、けい畔は耕地に含む。

田

耕地のうち、水をたたえるためのけい畔のある土地をいう。

畑

畑耕地のうち田と樹園地を除いた耕地をいう。

樹園地

樹園地木本性周年作物を規則的又は連続的に栽培している土地で果樹、茶、桑などが 1 a 以上まとまっているもの（一定のうね幅及び株間を持ち、前後左右に連続して栽培されていることをいう。）で肥培管理している土地をいう。

耕地率

総土地面積に占める耕地面積の割合をいう。

水田率

耕地面積に占める田面積の割合をいう。なお、水田率を用いて農業集落の農業経営の基盤的条件の差異を示した区分は以下のとおりであるが、この区分は地域農業構造の特性を把握するための統計上の区分であり、制度上や施策上の取扱いに直接結びつくものではない。

水田集落

水田率が70%以上の集落をいう。

田畑集落

水田率が30%以上70%未満の集落をいう。

畑地集落

水田率が30%未満の集落をいう。

実行組合

農業生産活動における最も基礎的な農家集団である。

具体的には、生産組合、農事実行組合、農家組合、農協支部など様々な名称で呼ばれているが、その名称のいかんにかかわらず、総合的な機能をもつ農業生産者の集団をいう。

ただし、出荷組合、酪農組合、養蚕組合など農業の一部門だけを担当する団体は含めない。

寄り合い

原則として地域社会又は地域の農業生産に関わる事項について、農業集落の人達が協議を行うため開く会合をいう。また、農業集落の全世帯を対象とした会合あるいは農業集落内の全農家を対象とした会合は行われていないが、農業集落内の各班における代表者、役員が集まって行われている会合についても、地域社会又は地域の農業生産に関する事項について意思決定がなされているものであれば寄り合いとみなす。ただし、婦人会、子供会、青年団、4Hクラブ等のサークル活動的なものは除く。

農業生産にかかる事項

生産調整・転作、共同で行う防除や出荷、農作業の労働力調整等の農業生産に関する事項をいう。

農道・農業用排水路・ため池の管理

農道、農業用排水路、ため池の補修、草刈り、泥上げ、清掃等の農道、農業用排水路及びため池の維持・管理に関する事項をいう。

集落共有財産・共用施設の管理

農業集落における農業用機械、施設や共有林などの共有財産や、共用の生活関連施設の維持・管理に関する事項をいう。

環境美化・自然環境の保全

農業集落内の清掃、空き缶拾い、草刈り等の環境美化や自然資源等の保全等に関する事項をいう。

農業集落行事（祭り・イベント等）の計画・推進

寺社や仏閣における祭り（祭礼、大祭、例祭等）、運動会、各種イベント等の集落行事の計画・推進に関する事項をいう。

農業集落内の福祉・厚生

農業集落内の高齢者や子供会のサービス（介護活動、子供会など）やゴミ処理、リサイクル活動、共同で行う消毒などをいう。

地域資源

本調査では、農地、森林、ため池・湖沼、河川・水路、農業用排水路をいう。

地域資源の保全

地域住民等が主体となって地域資源を地域の共有資源として、保全、維持、向上を目的に行う行為をいう。

農地

農地法（昭和 27 年法律第 229 号）に基づく耕作の目的に供される土地をいう。

森林

森林法(昭和 26 年法律第 249 号)第 2 条にいう「森林」をいう。

ため池・湖沼

かんがい用水をためておく人工又は天然の池をいう。

河川・水路

一級河川、二級河川のほか小川等の小さな水流及び運河をいう。なお、農業用又は生活用の排水路は除く。

農業用排水路

農業用の用水又は排水のための施設をいう。